

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑法			

A

1. Aは、自身がだまされたと認識し、犯人を逮捕するため警察に協力するという~~約束~~いかりを~~だ~~まされたふり作戦をしていながら、乙の詐欺への加功段階ではすでに詐欺の実行行為性が失われ~~て~~いることを理由に、乙にAに対する詐欺未遂罪の共同正犯が成立しないのではいか。

(1) この点について、実行行為とは、構成要件の結果発生の実定的危険性を有する行為をいい、その判断に当たっては、一般人の目から見て当該行為にかかる危険性があるか否かに応じてはと解する。

14. この事件について、Aは既に自身が詐欺犯であることを認識した上で、故意に他人の財産を侵害する行為を行なった。この場合、Aは所持物の箱に物を詰め、甲の指紋画に荷物を発送して113から、一般人の目から隠すと、甲のAに対する詐欺の実行行為の危険性が生じたにすぎない、左と以ていえることができない。

(3) しかし、上記理由によつて2人、2にAに対する詐欺未遂罪の
共同正犯が成立しないことはならない。

2. 2は、甲がAに電話による詐欺の実行行為が終了した後、
被害物を取るといふ段階に犯罪に因果力があることから、
時点以前の行為には因果性をもち、2にAに対する詐欺
未遂罪の共同正犯が成立しないと主張することが考えられる。
しかし、承継的の共同正犯の成立が問題となる。

(1) この点について一部実行金銭責任の原則を刑法10条に注水。
根拠は、~~被害者~~ 被害者による引き起こした結果が被害者
について被害者同士が相互に因果性を有する
という点にある。ここで、犯罪加担前の結果を利用して、~~被害者~~ 被害者
がした場合、因果性が及ぶと解する。

問11 素直に答えて下さい(1)

主 379 千円と書け、
 79 万円と読み取ることは可能

1-6673

整理
改集
下注

1 ページ

裏面へ

④ これと事件について、詐欺罪及び、財物の受領といふ行為は、~~詐欺罪~~重要なものといえ、~~詐欺罪~~詐欺行為と一体のものとして評価することができ、したがって、財物の受領行為のみに関わる上にも、因果性が及ぶといえ。

5
10 Q1 何故? 上記理由に大抵、2人は、2にAに對する差別的動機を
逆罪の共同正犯が成立しないといえない。

3. 乙は、犯罪に依り加担しただけであり、たが、甲の協力を受けなければ、彼で
 るだけの罪に當り、かもしねないと考え、仕方なく仕事を引く受けていたこと
 から、乙には共同正犯ではなく、詐欺未遂罪の^{未遂}準正犯が成立

その2は取りかき主張する2が考えられた。12日の英同班の
(1) ~~2が考えられた~~ 区別が問題と成る。

14 この点について、~~英判正北~~女は、即決犯といふ。他10人の犯罪を容易にすることをいふところ、英判正北~~母区~~の区別は、自己の犯罪として行なうか否かで決すべきと解する。

15 (1) この事件についてみると、石田から乙は、ヤクザと繋がっており、
噂の通り甲を慰めて、仕事を引き受けていた。しかし、乙は、犯罪が
成功したところで甲の殺害刑を受け取ったことになり、自ら
犯罪に手を加えたことと評価できる。

(3) 水か、乙、上記理由に於て、乙はAに於ける詐欺未遂罪が成立
ないことはたしかに。

[illegible]

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
A

第2設問2/3つ112	
甲の罪責127112	
1 甲がAに対し、指定する口座に50万円振り込んでもらうと述べた行為は詐欺罪の共同正犯(刑法60条2項)が成立しないか。	
(1) 詐欺罪の成立要件は、①詐欺的言行によつて、②相手方が錯誤に陥り、③当該錯誤に基づいて、④被害者が財産上利益を侵害する行為が、⑤受領行為である。	
(2) 甲は、上記の電話によつて、Eは、錯誤に陥っている(①②)。そして、Eは、その錯誤に基づいて、F多額のB銀行の口座に50万円振り込んでいた(③)。また、ここで、丙が、Fのキャッシュカードと暗証番号を用いて、50万円を引き出し、引き出した金が、キャッシュカードと暗証番号のある口座に金振り込まれた時点で、受領は完了している。	
(3) したがって、上記の各点、詐欺罪の共同正犯が成立する。(×)を挿入	
丙の罪責127112	
4 甲の記号詐欺にかかわったことによつて、詐欺罪の共同正犯が成立しないか。	
(1) 本件で、丙は、犯罪の遂行から加担しているが、設問1で述べたように、私犯的共同正犯が成立することになった。	
本件では、	
(2) したがって、丙は詐欺未遂罪の共同正犯が成立する。	
5 また、丙が、50万円を引き出し、引き出した行為は、窃盗罪(25条)と銀行に対する窃盗罪が成立する。	
6 よって、丙は、詐欺罪、窃盗罪が成立し、両者は併合罪となる。丙はかかる罪責を負う。	

叙は正確に検討して下さい。

この点論127112で述べたように、丙が甲の意思に基づいて、Fの口座に金振り込まれた時点で、受領は完了している。

既述時点と明に述べたように、

既述時点と述べたように、本件で、この点論127112で述べたように、

(×) 2 丙が、50万円を引き出し、引き出した行為は、甲にたいして窃盗罪の共同正犯が成立する。	
3 よって、甲は、詐欺罪と窃盗罪が成立し、両者は併合罪となる。甲はかかる罪責を負う。	
5	以上
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

3 ページ

裏面へ

4 ページ